

埼玉県介護給付費等負担金交付要綱

(通 則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条及び第124条の2第3項の規定に基づく県負担金については、予算の範囲内において交付するものとする。

2 前項の負担金に関しては、法、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この負担金は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 介護給付費負担事業（介護給付費負担金）

市町村が法の規定に基づいて行う介護給付及び予防給付に要する費用の支給事業

(2) 低所得者保険料軽減事業（低所得者保険料軽減負担金）

市町村が法の規定に基づいて行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入れ事業

(交付額の算定方法)

第4条 負担金の交付額は、算定政令の規定により算出するものとする。ただし、介護給付費負担事業のうち、国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に係る経費については、次により算出された額とする。

なお、介護給付費負担金の交付額の算出に当たっては、法第21条第1項の規定による損害賠償金、第22条第1項の規定による徴収金、同条第3項の規定による返還金及び加算金、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定による延滞金その他の収入額がある場合は、介護給付及び予防給付に要する費用の額から当該収入額を控除するものとする。

ア 算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の17.5に相当する額。

イ 算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の12.5に相当する額。

(交付の条件)

第5条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を得なければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 証拠書類を負担金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(当初申請手続)

第6条 市町村は、別紙様式第1-1(第3条(1)の事業)及び別紙様式第2-1(第3条(2)の事業)の申請書に関係書類を添えて、事業を実施する年度の別に指定する日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、市町村は、別紙様式第1-2(第3条(1)の事業)及び別紙様式第2-2(第3条(2)の事業)の申請書に関係書類を添えて当該年度の別に指定する日までに知事に提出するものとする。

(交付決定までの標準的な期間)

第8条 知事は、交付申請書が到着した日から起算して原則として、第3条(1)の事業については2月以内に、第3条(2)の事業については1月以内に、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、この負担金について、交付の決定を行ったときは、第3条(1)の事業については別紙様式第1-3又は別紙様式第1-4により、第3条(2)の事業については別紙様式第2-3又は別紙様式第2-4により、速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

第10条 市町村は、当該年度の事業が完了したとき又は第5条第2号の規定により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、別紙様式第1-5(第3条(1)の事業)及び別紙様式第2-5(第3条(2)の事業)による事業実績報告書に関係書類を添えて事業の完了した日の属する年度の翌年度6月末日までに提出するものとする。

(負担金の概算払)

第11条 県は、必要があると認める場合には、概算払をすることができるものとする。

(負担金の額の確定の通知)

第12条 この負担金につき、交付額の確定があったときは、市町村に対し別紙様式第1-6(第3条(1)の事業)及び別紙様式第2-6(第3条(2)の事業)により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還)

第13条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える

負担金が交付されているときは、その超える部分について県に返還することを命ずる。

2 前項の返還金の納期限は、返還を命ずる日から30日以内の知事が定める日とする。

(その他)

第14条 特別の事情により第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から適用する。